



2026年1月7日

各 位

会社名 ダイキヨーニシカワ株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山 郁男
(コード番号: 4246 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
経営企画本部長 松尾 拓典
(TEL 082-493-5610)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026年1月7日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上や更なる株主還元の実施とともに、2026年1月7日付「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）の実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け（以下「ToSTNeT-3による買付け」という。）により自己株式を取得することといたしました。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式に関する自己株式取得に係る事項の決定について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 2,600,000 株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
3.80%)
- (3) 株式の取得価額の総額 2,300,000,000 円（上限）
- (4) 取得する期間 2026 年 1 月 8 日（木）から 2026 年 1 月 13 日（火）まで
- (5) 取得方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3) による買付け
- (6) その他本項の自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 杉山 郁
男又は代表取締役副社長 戸井 秀樹に一任いたします。
- (注) 1. 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。
2. ToSTNeT-3 による買付けにおいては、本売出しの売出人である西川ゴム工業株式
会社がその保有株式の一部を売却する可能性があります。

(ご参考) 2026年1月7日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	68,369,876 株
自己株式数	2,627,924 株

(注) 保有自己株式数には、2025年12月1日以降の単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式
の無償取得による株式は含まれておりません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式に関する自己株式取得に係る事項の決定について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。